

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和8年2月19日(木) 午後1時30分から午後2時18分まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 2階 第1会議室
4 出席した者の氏名	(津市人権施策審議会委員) 青木幸枝、伊藤好幸、金子誠子、川口節子、楠本孝、佐藤ゆかり、杉平幸恵、鈴村圭子、高鶴かほる、田中武士、谷口美子、中嶋宏行、長島りょうがん、原田朋記、平田政敬、山本律 (事務局) 市民部長 福森稔 市民部次長 野村三枝 人権課長 山村武寛 人権課調整・人権担当主幹 渥美博 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	令和8年度津市人権施策事務事業計画(案)について 市民意識調査について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第2回津市人権施策審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは開会に当たりまして、福森市民部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
福森市民部長	<p>市民部長の福森でございます。よろしくお願いたします。本日はお忙しいところ津市人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より人権施策の推進にお力添えをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題のうち1点目の令和8年度津市人権施策事務事業計画(案)につきましては、津市人権施策基本方針に基づきまして、市の各所属が事業計画(案)を取りまとめましたので、委員の皆様からのご意見を頂戴いたしまして令和8年度の事業の充実に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。</p> <p>2点目は令和9年度に予定しております市民意識調査でございます。市民の皆様の感じておられる事や課題を把握し、今後の施策に繋げていく大切な調査でございますので、来年度からの事務の進め方などをご説明申し上げまして令和9年度の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>人権に関わる課題は、社会の変化と共に見え方や現れ方もさまざまになってきております。津市といたしましても誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて取組を一つひとつ丁寧に進めていきたいと考えておりますので、ぜひ幅広い視点、観点からご助言をいただければと思います。</p> <p>本日は限られた時間ではございますが、よろしくお願いたします。</p>

事務局	<p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事項書、座席表、津市人権施策審議会委員名簿、郵送させていただきました令和8年度津市人権施策事務事業計画（案）、平成29年度人権問題に関する市民意識調査報告書をお配りしています。</p> <p>事前に郵送させていただいた令和8年度津市人権施策事務事業計画（案）でございますが、お持ちではない方がお見えでしたら、挙手していただければお配りさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>本日の委員の皆さまの出欠状況ですが、浅田委員、前川委員、山下委員より、所用のため欠席との連絡をいただいております。</p> <p>委員19名中16名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき公開審議とさせていただきます。</p> <p>また、会議結果につきましては、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承願います。</p> <p>ここで昨年12月に、新たに津市人権施策審議会委員になられた委員がお二人いらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>お一人目は、連合三重津地域協議会事務局長の杉平幸恵様でございます。前任の山口登様が12月20日に辞任されたことから、12月21日より審議会委員にご就任いただいております。</p> <p>お二人目は、津市民生委員児童委員連合会副会長の平田政敬様でございます。前任の古川和也様が11月30日に辞任されたことから、12月1日より審議会委員にご就任いただいております。</p> <p>それでは、杉平委員、一言お願いいたします。</p>
杉平委員	<p>連合三重津地域協議会の事務局長をしております杉平と申します。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、平田委員、一言お願いいたします。</p>
平田委員	<p>古川委員の後任ということでお世話になります、平田と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>杉平委員、平田委員ありがとうございました。</p> <p>それでは、事項書に従いまして、楠本会長からご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>また、その後は、楠本会長に議事進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、楠本会長、よろしくお願いたします。</p>
楠本会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本年度2回目の審議会ですが、今回は市民意識調査についての審議が加わっておりますので、2時間程度の審議を予定しております。皆さん、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、事項書に従いまして、事項書2の（1）令和8年度津市人権施策事務事業計画（案）について、まずは事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは津市人権施策事務事業計画（案）についてご説明させていただきます。</p>

	<p>本市では、津市人権施策基本方針に基づき各所属において取り組んでいるさまざまな人権施策を、人権啓発の推進、人権教育の推進、相談・支援体制の充実、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、市民活動の組織などとの連携の推進の5つの基本施策と、同和問題、子どもの人権、女性の人権、障がい者の人権、高齢者の人権、外国人の人権、さまざまな人権課題、新たに位置付ける人権課題の8つの分野別施策に分類しています。</p> <p>そして、これら各所属の人権施策について単年度計画を定めたものが、本事業計画であり、各所属では、本事業計画に基づいて人権施策に取り組んでいます。</p> <p>それでは、お手元の令和8年度津市人権施策事務事業計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、令和8年度に実施予定の人権施策について、昨年10月末頃に庁内全ての所属に報告を求め、その結果をとりまとめたものになります。</p> <p>昨年の人権施策審議会において令和7年度の事業計画についてご協議いただいた際に、審議会委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、今回の令和8年度の事業計画においても反映をさせていただいております。</p> <p>具体的に例を挙げますと、事業計画（案）の44ページをご覧ください。「外国人の人権」における「避難所標識等設置事業」でございますが、審議会からの「県内に住むベトナム人が増加していることから、ベトナム語による標識も必要ではないか」とのご意見を踏まえ、ベトナム語を追加しています。</p> <p>次に、事業計画（案）の51ページをご覧ください。「新たに位置付ける人権課題」における「避難所運営委員会の体制整備」でございますが、審議会からの「男女共同参画からの視点だけではなく、あらゆる方々が安心して過ごせる避難所整備に努めてもらいたい」とのご意見を踏まえ、「避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、障がい者、高齢者、外国人、男女のニーズの違いなど、様々な方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。」と事業内容を改めています。</p> <p>次に、事業計画（案）の52ページをご覧ください。「新たに位置付ける人権課題」における「性的指向・性自認に関する研修の充実」でございますが、審議会からの「女性の人権の再掲としてしまうことで、女性の人権研修を性の多様性の研修に置き換えられてしまうのではないか」とのご意見を踏まえ、女性の人権の再掲ではなく、独立した事業として性的指向・性自認に直結する研修を実施する内容に改めています。</p> <p>なお、4月以降につきましては、各所属において本事業計画に基づいた様々な人権施策を推進していくことになり、その取組み結果につきましては、本審議会において、評価や提言を行っていただくこととなります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
楠本会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明について、何かご意見やご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>それでは、今の事務局の説明以外にこの事業計画（案）全体について、何かご意見やご質問等がありましたらお願いします。</p>
佐藤委員	<p>語句の修正1点と意見を3点お願いします。まず、語句の修正ですが、27ページ「2026（令和8）年度の取組方向」の（2）で、「審議会などの施策、方針決定の場への」とありますが、これは、「政策」ではないでしょうか。「基本方</p>

<p>楠本会長</p> <p>佐藤委員</p>	<p>針」の（２）でも「女性の政策・方針決定の場への」とあります。男女共同参画の計画では、「施策」ではなく「政策」というふうに普通は言い表していると思いますので、訂正をお願いします。</p> <p>続きまして意見ですが、２７ページの「基本方針」の（２）には、「男女の均等な機会及び待遇の確保」とまでうたっているのに、「２０２６（令和８）年度を取組方向」の（３）では、周知とか、意識の向上に留まっているのは如何なものかと思しますので、「男女共同参画意識の向上」の後に、「基本方針」の（２）にあります「男女の均等な機会及び待遇の確保」という文言を入れてほしいと思います。というのではですね、県では三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略というのを今回まとめまして、今ちょうどパブリックコメントの段階に入っております。県でも雇用機会の場の男女共同参画をもっと推進していこうとなっているので、津市でも法令の周知とか、意識の向上に留まらず、もっと強力でプッシュしていくことが必要かと思われます。実際の事業の中、３１ページ「企業啓発事業」の中にも「男女の均等な機会及び待遇の確保」というところまで、きちっと入れ込んでほしいというのが意見の１つ目です。</p> <p>２つ目ですが、１０ページと１１ページに渡ります「差別事象への対応」ですが、私は前々から言っているんですけども、差別事象、インターネットへの書き込みや差別落書きは同和問題やさまざまな人権課題に限ったことではなくて、外国人、障害者、女性、子どもなど多岐に渡っていると思います。ですのでこれらを他の事業の、黒い星印がいくつか事業計画の中に付いていますが、それらのように星印を付けて、複数分野に関連する事業にしてほしいと思います。昨今、子どものいじめの問題がインターネットに上がったり、あるいは女性の性的な写真や動画が上がったりすることもありますので、もっと多くの部署で連携して、多くの目で監視して、情報公開や解決を図ることが必要と思われるので、ぜひこれも黒い星を付けて、複数分野の事業としてほしいと思います。これが２点目です。</p> <p>３点目、７ページです。人権教育の推進のところの「２０２６（令和８）年度を取組方向」の（１）です。「差別を許さない仲間づくりなど」となっておりますが、確かにお友達の人権も大事ですけども、自分自身の人権を守るという教育を子供たちにすることも、とっても大事なことだと思います。なので「差別を許さない仲間作り」の前に、「基本的人権の尊重」という文言を入れて、子どもが友達の人権と同時に自分自身の人権についても勝ち取れるような、そういった教育を施して欲しいということで「基本的人権の尊重」という文言を入れてほしいと思います。</p> <p>ありがとうございました。まず、１つ１つ確認をお願いしたいと思います。</p> <p>２７ページに関しましては、語句の修正案で「基本方針」の（２）に、「女性の政策・方針決定の場」という言い回しが使われているのに対して、「２０２６（令和８）年度を取組方向」の（２）では、「審議会などの施策・方針決定の場」となっていて、ここでは施策と言う言葉が使われていると。佐藤委員のご説明では「政策」という言葉を使うのが通常なので、この場合「２０２６（令和８）年度を取組方向」の（２）の「施策」を「政策」に改めてはどうかというご提案です。このことについて何かご意見がございましたら、お願いします。</p> <p>佐藤委員にお伺いしたいんですけど、私は「女性の政策」という表現にもちょっと違和感があるんですけども、「女性に関わる政策」とかではなくて、「女性の政策」という言い方が通常なんですか。</p> <p>女性が、政策・方針の決定の場に参画するっていう意味です。</p>
-------------------------	---

楠本会長	なるほど。だから「女性の政策・方針決定の場への参画」。これは政策・方針決定の場への女性の参画ということなんですね。
佐藤委員	そうですね。じゃあそれも書いた方がより分かりやすいですかね。
楠本会長	意味は女性が参画する、女性の参画ということなんですが「女性の政策・方針決定の場」というのは、日本語として聞いた時にちょっと違和感があったんですね。だから、今、佐藤委員がおっしゃるような趣旨だとすると「政策・方針決定の場への女性の参画推進」とした方が趣旨は通りやすいかなと。
高鶴委員	はい、「女性の政策」とすると女性に関わることを指してしまいますのでね。
楠本会長	そういうふうにとられかねないっていうか。事務局どうでしょうか。
事務局	ご意見をお聞きしていて、なるほどと思うのですが、実はこの基本方針に書いてある部分というのは津市人権施策基本方針に書いてある文言なので、基本的にはこれがベースかなと思います。これをその都度変えてしまうというのは、どうなのかなという思いがあります。
楠本会長	はい、そうですね。その都度変えるってということになると、ちょっと問題があるのかなと。それでは…。
高鶴委員	すいません。よろしいですか。これは津市人権施策基本方針がこうなっているということで、この場ではもう認めていかなきゃいけないと思うんですが、これを読むと、女性に関わる政策としか読めないのです。次回の津市人権施策基本方針の改訂時には、市の政策に関することに対して女性が関わっていく機会を、というような文言にしていきたいと思います。
楠本会長	次回の津市人権施策基本方針の改訂時には、女性の参画ということがはっきり伝わるような言い回しに直した方が良いということですね。
高鶴委員	はい。次の審議会委員へ申し送りをさせていただければと思います。
楠本会長	それを踏まえまして「2026（令和8）年度を取組方向」の（2）では、「施策」を「政策」に修正するという佐藤委員の提案につきましては、いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、「施策」を「政策」に修正させていただきます。 それからもう1つのご提案は、同じく「2026（令和8）年度を取組方向」の（3）の「関係法令の周知を図り、男女共同参画意識の向上に努めます」の「向上」で読点を打って、その後に「男女の均等な機会及び待遇の確保に努めます」という、「基本方針」（2）の末尾の部分挿入すべきではないかというご提案ですが、これについてはいかがでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	<p>それでは、「向上」の後に「男女の均等な機会及び待遇の確保に努めます」というふうに修正させていただきます。</p> <p>佐藤委員、もう1カ所の修正すべきところはどこでしたか。</p>
佐藤委員	<p>それに関して31ページの実際の具体的な事業の方の「企業啓発事業」のところにも、「男女共同参画の意義」の後に「男女の均等な機会及び待遇の確保」という文言を入れてほしいということです。</p>
楠本会長	<p>31ページの上から2つ目の事業ですね。「人権尊重の重要性を啓発します」の後に、「啓発し」になりますか。</p>
佐藤委員	<p>それよりは「男女共同参画の意義」のところで読点を打って、「男女の均等な機会及び待遇の確保など」というふうにした方が。</p>
楠本会長	<p>「男女共同参画の意義」の後に、先ほどの「男女の均等な機会及び待遇の確保」というふうに修正して、「男女の均等な機会及び待遇の確保」を「意義」と「など」の間に挟み込むというご提案ですが、よろしいでしょうか。</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	<p>それではご賛同いただいたということで、佐藤委員のご提案のように修正したいと思います。</p> <p>佐藤委員、2つ目は11ページでしたか。</p>
佐藤委員	<p>はい、10ページ、11ページです。</p>
楠本会長	<p>「差別事象への対応」は、同和問題だけに限られたものではなく、他の事業とも関わっているので、横の連携を持ってやるという、複数分野に関わる事業には星印を付けるということになっていますので、ここでも星印を付けるというふうにしてはどうかというご提案です。よろしいでしょうか？</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	<p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>佐藤委員、3つ目はどこでしたか。</p>
佐藤委員	<p>3つ目は7ページです。</p>
楠本会長	<p>7ページの「2026（令和8）年度の取組方向」の（1）、「差別を許さない仲間づくり」。これの前に「基本的人権の尊重や差別を許さない仲間づくりなど、事業の本来の目的や」というふうにしたいというご提案ですが、よろしいでしょうか。ごもっともなご提案だと思いますが。</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	<p>それでは、佐藤委員のご提案の通りに修正したいと思います。</p>

<p>青木委員</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>はい、まず25ページの上から2つ目の「子供の貧困対策のための体制整備事業」です。ここには津市のこども計画の策定について触れてありまして、そのこども計画を見ましたところ、貧困は個人の問題ではなく社会が向き合う問題だということで、社会問題としての位置付けがなされており、これは高く評価をします。</p> <p>それで、この文言には関わりはないんですが、人権教育を進める中で、社会問題として子ども達が認識するような取り組みをぜひお願いしたいと思います。これは要望です。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>この事業概要等の説明の中に何か修正すべき点があるということではないんですか。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい、そうではないんです。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>子どもの貧困が社会問題だという意識を持って取り組んでもらいたいというのは、審議会としての要望として伝えるということでしょうか。</p>
<p>青木委員</p>	<p>はい。もうすでに津市こども計画の中にそのような文言が入れてもらっておりますので、そのような姿勢に立って事業が展開されていくというふうに思っております。実際に学校での人権教育の場合において、そのような取り組みが推進できるようなご配慮をお願いします、という要望です。</p> <p>それともう一点。市のホームページなんですけれども、43ページの上から3つ目と、52ページの上から2つ目の事業に関連するんですが、今までずっと私が言ってきましたのは、私たちは外国人の住民の方にいろいろな情報を提供する時に、市役所のホームページにはこういうことが書いてあるよって、この手続きはこんなだよっていうのを伝える時に、それをポルトガル語なりスペイン語なりに変換させて、ここを見てごらんっていうふうにやるんですね。鈴鹿市の場合には、例えば児童扶養手当のページを私が調べたとして、これを知らせたいという時に、右上のスペイン語という所を押せば、そのページがスペイン語に変わります。そしてそのURLを伝えたらその人たちはそのページを見ることが出来ます。それで津市もそのようにしてもらいたいとずっと言ってきたんです。これはリニューアルの時しか無理なので、その機会にぜひお願いしますということをやってきましたんですが、令和8年1月にリニューアルしたと書いてありまして、確かに新しくなっておりますが、その機能は付いておりません。外国語のところを選択しますとトップページに戻ってしまうんですよ。それでトップページから、その該当するページを探そうと思ったら、私は外国語が読めないで、どこにあるのか全然分からない状態なんですね。なのでお願いしていたことが実施できていないんです。そこにはいろいろな事情があるかと思うんですが、これはもうリニューアルというのは完了していて、今から変更するのは難しい問題なのかどうかということを一点お聞きしたいです。</p>
<p>楠本会長</p>	<p>鈴鹿市の場合は、そのページが翻訳される。だけど、津市の場合はその項目全体が翻訳される形になるということですか。</p>
<p>青木委員</p>	<p>いえ、トップページに戻ります。</p>

楠本会長	トップページに戻るんですね。
青木委員	<p>せっかく探し出してたどり着いて、さあこのページを教えようと思ったら、外国語に変換するとそのページじゃなくてトップページに戻っちゃうんですよ。だから、どこをどう探して良いのか分からない。だから、もう外部の翻訳機能を使ってやっているのが実情なんですね。せっかくリニューアルの機会があったので惜しいなと思っています。</p> <p>それともう1点、それに関連すると思うんですが、52ページの上から2つ目の「生活困窮者自立支援事業」なんです。ここに例えば、生活保護などの制度についての翻訳版はもう作ってあります。津市にもあります。それで日本語が読めない人が相談に行った時に、通訳者さんが来てもらう時にはその翻訳版を手渡して説明して頂くんですね。ただ、そこまで相談に行く前に、制度がどういうものかを知りたいという人もいます。せっかく翻訳版があるのであれば、それをホームページにUPするなり、そのページが外国語に変換出来るようになって、外国人の方が自ら把握した上で相談できるようにしてほしいなと思っていました。それでそれが出来るかなと思っていたら、出来なくて。ですが、この事業の後半部分に「外国人に対しては、ホームページ等で事業内容を周知し」とあるんですけど、これはどのように周知されるのかなと思って。翻訳されたものがUPされているわけでもないし、生活保護のページがポルトガル語という所を押せばポルトガル語に変換されるわけでもないの。相談に行った場合、通訳者さんが来て下さる場合はその冊子を手渡されます。ですがある程度日本語を喋るから、耳で聞く情報は通訳者さんがいない、でも言語は読めないっていう人が沢山いますよね。それでその人が自分は耳で聞くのは大丈夫だからといって相談に行った時に、その窓口ではなかなか翻訳版を出してくれないんですよ。それで私が行った時に、翻訳版があるはずだから頂戴って言ったら、そんなものはありませんって言われたことがあって、そんなことはない、前に誰々さんの時にもらったから調べてよってということがありまして。ですので、なかなかせっかく翻訳してもらってあるものが活用し難い状況にあるんですね。でも、ここにこう書いてある以上は、外国人に周知するっていうことは、全ての言語っていうのはとても難しいでしょうけれども、代表的な言語で周知出来る、という事じゃないかなと思います。それはどのような方策で行われる予定なのかっていうことをお聞きしたいです。</p>
楠本会長	<p>今の2つのご意見は、この事業計画案そのものというよりは、それをどうやって実施するのかという、事業評価に関わってくることもあろうかと思いますが、もし事務局から現時点で答えられることがあれば教えて頂きたいんですが。</p> <p>まず1点目の43ページの「ホームページ整備運用事業」ですが、令和8年年1月にリニューアルを行ったということですが、今、青木委員からご指摘のありました、翻訳が当該ページではなくてトップページに戻ってしまうという点について、リニューアル後なので修正のしようがないということなんでしょうか。</p>
事務局	<p>青木委員がおっしゃるように、以前の古いシステムの時からそういうのは使いにくいんだというご意見を頂いていましたので、事業評価の中にもそういった文言を書いておりますので、担当課には伝わってはおりますが、実際私も新しいホームページで、青木委員が言われていたことが気になっていたのですが、ホームページの中まで入って行って、外国語を選択すると、やっぱりトップページに戻ってしまいます。それが、システムとしてそういうものなのか、または設定さえ変えれば変更可能なのか、そこまでは確認しておりませんので、</p>

	それは担当課に確認をさせていただきます。おそらく契約上の、システム上の事なので、青木委員がおっしゃるような修正は出来なかったんじゃないかなと思いますが、担当課に確認をして回答をさせていただきます。
青木委員	はい、お願いします。
山村人権課長	補足ですが。今、津市のホームページ見ているんですが、民間の自動翻訳サービスを利用し、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語に翻訳します、機械翻訳しますという形にはなっていますので、最終的には広報課に確認させて頂くんですが、そういう機能を導入はしたはずなんですけども、正常に動作していないというご指摘をいただきましたので。
長島委員	今、私も市のホームページを見てみたら、意外と多くの言語が入っているんですよ、全部。今言われたように…。
青木委員	翻訳機能はちゃんとあるんですよ。ただ、そこをクリックすると、トップページに戻っちゃうんですよ。これだけの言語がありますよっていうのが出来た…。
長島委員	1回確認してもらって、それが駄目なようであれば、ちょっとそこは問題にして頂くっていう事で。確認していただくということで。
高鶴委員	検索の時に当該の文言を入れたらそこにたどり着くという機能が入ってなかったら、翻訳機能がありますよっていうものではないと思いますね。
楠本会長	いずれにしろ機種によって動作が違うということもあり得るので、事務局で現状はどうなっているのかについて、次回、報告をいただければありがたいと思います。
青木委員	はい、お願いします。
楠本会長	それからもう1カ所は、生活保護などの制度についての翻訳版があるのであれば、相談したいと考えている外国人が、事前にそれを読んだ上で相談をするかどうか判断出来るので、事業がより促進するのではないかとということで、翻訳版をホームページに掲載するというのが「ホームページ等で事業内容を周知し」というところに含まれているのかどうか、そういう確認だったと思うんですが、事務局で把握されていますか。
事務局	こちらにつきましては、青木委員がおっしゃるように多言語でホームページに掲載してあるようではなさそうなので、このことについては援護課に確認をさせていただきます。
青木委員	はい、お願いします。
楠本会長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
金子委員	文言がどうこうではないんですが。事業計画のユニバーサルデザインのまちづくりの推進の12ページの1番上「学校施設維持補修事業（長寿命化改修事

	<p>業)」です。昨年の提言で、学校設備の空調の事について何度かお話をさせていただいて、調べたところ学校で暑さのために体育館が使えないから体育の授業が出来ないということで、市長懇談会でも要望が出ていて、OKは出ているようなのですが、この事業概要等の欄にどうして載っていないのか教育施設課に聞きに行きました。すると令和8年3月の議会を通ったら令和8年度で事業を実施する予定であるため、ここには載せていませんので、空調設備については令和8年3月の議会が終わったらお答えしますと言われました。</p> <p>一応、補足説明ということで。</p>
楠本会長	<p>ありがとうございました。議会が通らないと公の文書には書けないという事情があるということですね。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
楠本会長	<p>それでは事業計画（案）については、以上をもって終わりしたいと思います。</p> <p>続きまして、事項書2の（2）市民意識調査についてでございます。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは市民意識調査について、ご説明させていただきます。</p> <p>本市では、平成18年1月に市町村合併により新津市が誕生してから、これまで平成19年（2007年）、平成29年（2017年）の2回、人権問題に関する市民意識調査を行いました。</p> <p>今回、平成29年（2017年）の調査から10年となります令和9年（2027年）に、あらためて市民意識調査を実施する予定です。そのため、令和8年度中に意識調査の設問を決めたいと考えています。</p> <p>今後の事務の流れでございますが、この10年間の市民意識の変化や現状を把握するために、前回の意識調査をベースに、三重県や近隣市が実施した意識調査等も参考にしながら、まずは設問の（案）を人権課で作成したいと思います。それを、人権施策審議会の場で委員の皆様にご協議いただき、まとめていきたいと考えています。委員の皆様からのご意見等を踏まえて、より良い市民意識調査としたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、例年、9月初旬に第1回津市人権施策審議会を開催しておりますので、まずは、それまでに委員の皆様にご設問（案）をお配りし、ご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
楠本会長	<p>設問（案）というのは、いつ頃出来上がる予定なんでしょうか。</p>
事務局	<p>例年、9月初旬に第1回津市人権施策審議会を開催しておりますので、それまでに委員の皆さんにお配りをして、目を通していただいて審議会の際にご意見をいただくというのが、まずは1回目かなと思っています。</p>
楠本会長	<p>ということは、審議会開催の1カ月前くらいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。1カ月前にお配り出来たらいいなと考えております。</p>
楠本会長	<p>委員の皆さんから、何かご意見やご質問はございませんか。</p>

長島委員	お配りいただいた10年前の市民意識調査を見て参考にして、8月頃に送ってきた設問（案）を見て考えていくということですね。
事務局	はい。
楠本会長	意識調査ですので、前回やこれまでの調査との変化を見るという意味で、前回の調査と内容が同じものが多くなると思うんですけど。ボリューム的には前回と同じくらいのボリュームでいくということですか。質問項目もそんなにたくさんは増やせないということですか。
事務局	「新たに位置付ける人権課題」が加わっていますので、それだけでも設問は増えるだろうと考えております。
楠本会長	津市人権施策基本方針で「新たに位置付ける人権課題」が付け加わりましたので、その分は意識調査の中に反映させていただきたいと思います。 他の委員、ご意見ご質問はございませんか。
長島委員	この10年でだいぶ変わったでしょうね。SNSとか先ほど言われたインターネットの中での誹謗中傷も含めて、世の中は変わったと思いますので、また吟味しましょう。
楠本会長	他にご意見ご質問はございませんか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
楠本会長	それでは、本日予定しておりました議題は以上でございます。 会議の進行を事務局にお返しします。
事務局	楠本会長、ありがとうございます。委員の皆様も誠にありがとうございました。最後に、野村市民部次長からご挨拶を申し上げます。
野村市民部次長	市民部次長の野村でございます。本日はご審議いただき、ありがとうございます。いただきましたご意見等につきましては、真摯に受け止め、次年度におきましても計画に基づくさまざまな人権施策に丁寧に取り組んでいきたいと考えております。 また、令和9年度に実施予定の市民意識調査につきましても、市民の方々の人権意識の現状や変化を把握することで、今後の人権施策にしっかりと反映できるよう、より良い調査となるように進めていきたいと考えておりますので、今後も委員の皆様からのご意見、ご助言を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。 本日はありがとうございました。
事務局	以上で、本日の審議会を終了いたします。